

定年制研究職員・任期付研究職員の公募について

文部科学省科学技術・学術政策研究所(NISTEP)は、国の科学技術・学術政策立案プロセスの一翼を担うために、国家行政組織法の規定に基づき文部科学省組織令により設置されている文部科学省直轄の国立試験研究機関です。行政ニーズを的確にとらえ、意思決定過程への参画を含めた行政部局との連携、協力を行うことが期待されており、以下の3つの役割を担っています。

- 将来新たに発生する政策課題を予見し、自発的かつ掘り下げた調査研究を行う
- 行政部局からの要請を踏まえ、機動的な調査研究を行う
- 科学技術・学術政策研究の中核機関として、他の研究機関や研究者と連携して研究活動を展開し、基盤となる各種データを提供する

このたび、NISTEPが有するこれらの役割を踏まえ、以下のとおり、研究職員及び任期付研究職員を公募します。

1. 募集人員 3名^{※1}

※1 選考結果を踏まえて、定年制研究職員（1名）又は任期付研究職員（2名）としての採用をNISTEPにおいて決定します。

また、いずれも調査研究業務に従事することになりますが、募集している職により、適用される俸給表が研究職の場合と行政職の場合があります（4. 採用官職名参照）。

2. 職務内容

次の3つの業務のいずれかに従事していただくことを予定しています。

①以下の調査研究業務に従事し、成果を報告書等にまとめる。また、文部科学省をはじめとする行政関連部局と協力し、科学技術・学術政策の策定に必要な資料等を作成する。

- (1) 科学技術・イノベーション政策に資する科学技術予測調査等に関する調査研究及び調査
- (2) 科学技術・イノベーション政策の企画・立案に対して基礎的な資料となる調査研究
- (3) (1) 及び (2) の職務内容に係る所内外（国外含む）の連絡調整、及び関係機関・関係者等との連携・コミュニケーションに係る業務

②以下の調査研究業務に従事し、成果を報告書等にまとめる。また、文部科学省をはじめとする行政関連部局と協力し、科学技術・学術政策の策定に必要な資料等を作成する。

- (1) 日本の研究活動等について主に大学等を対象として定量的・定性的に把握する調査研究及び調査
- (2) 科学技術・イノベーション政策の企画・立案に対して基礎的な資料となる調査研究
- (3) (1) 及び (2) の職務内容に係る所内外（国外含む）の連絡調整、及び関係機関・関係者等との連携・コミュニケーションに係る業務

③以下の調査研究業務に従事し、成果を報告書等としてとりまとめる。また、文部科学省をはじめとする行政関連部局と協力し、科学技術・学術政策の策定に必要な資料等を作成する。

- (1) イノベーションの生成プロセス及びイノベーションの成果が与える経済的な影響を理論的・定量的に解明するための調査研究
- (2) 科学技術・イノベーション政策の効果を経済学的な観点から解明及び評価するための理論的・計量的な調査研究
- (3) (1) 及び (2) に関する統計の作成（統計調査の計画、実施、結果作成、結果公表等を含む。）に係る業務

3. 専門分野

①上記2. ①の場合

科学技術・学術政策分野

②上記2. ②の場合

科学技術・学術政策分野又は先端科学技術分野(人文・社会科学を含む)

③上記2. ③の場合

経済学（産業組織論・ミクロ計量経済学）

4. 採用官職名

①主任研究官又は研究員^{※2}

※2 主任研究官の場合は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく招へい型任期付研究員の採用

研究員の場合は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第3条第1項第2号の規定に基づく若手育成型任期付研究員の採用。

②上席研究官又は研究官（行政職（一）俸給表適用）

なお、主任研究官又は上席研究官の場合は、更に配属部署のサブリーダーとして、部署内の調査研究活動の調整、指導等も行う。

5. 所属部署 文部科学省 科学技術・学術政策研究所

6. 応募資格

①上記2. ①及び②の場合

【主任研究官・上席研究官の場合】

次の（1）から（6）までのいずれも満たすこと。また、（7）の能力を有するとより望ましい。

（1）上記専門分野（2. ①の場合は、上記3. ①；2. ②の場合は、上記3.

②）又は関連分野における大学院博士課程修了の学歴又はそれと同等程度以上の能力を有する者

（2）科学技術・学術行政について一定の知識を有するとともに、科学技術・学術政策に関する調査研究の実務経験が3年以上あること

（3）科学技術・学術政策における今日的・将来的な課題について、幅広い視点から定量・定性データを用いた調査研究を実施し、報告書・論文等をまとめる能

力を有する者

- (4) 数百人から千人規模のアンケート調査の調査設計及び実施並びに報告書の取りまとめの経験を有する者。
- (5) 科学技術・学術政策研究における企画・調整の実務経験がある者。特に、大学等の他分野の専門家の協力を得つつ、専門的な分析を実施するための経験(委員会の運営等を含む)や能力を有する者。
- (6) 業務内容について議論することのできる英語力を有すること。業務内容について英語でレポート又は論文を執筆できる英語力を有すること。
- (7) 計量テキスト分析やテキストマイニングを用いてアンケートの自由記述などの分析を行った経験を有する者。

なお、以下に該当する者は応募できない。

- ①日本国籍を有しない者
- ②国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員になることができない者。

【研究員・研究官の場合】

次の(1)から(4)までのいずれも満たすこと。また、(5)の能力を有することが望ましい。

- (1) 上記専門分野(2. ①の場合は、上記3. ①; 2. ②の場合は、上記3. ②)又は関連分野における大学院修士課程修了の学歴又はそれと同等程度以上の能力を有する者
- (2) 大学、公的研究機関、企業(民間研究機関を含む)における、研究開発、調査分析、研究アドミニストレーション、戦略立案等の業務の経験がある者、またはそれと同種の業務に係る経験・意欲を有する者
- (3) 科学技術・学術政策における今日的・将来的な課題について、幅広い視点から定量・定性データを用いた調査研究を実施し、報告書・論文等をまとめる能力を有する者
- (4) 上記職務内容の業務を遂行する上で必要とされるコミュニケーション能力・調整能力、及び、業務に支障がないレベルの英語能力を有すること
- (5) 科学技術・イノベーション政策の企画・立案に資する研究を実施するために必要な人文・社会科学又は自然科学、あるいは両者の融合又は境界分野等における研究又は専門職としての知識を有する者

なお、以下に該当する者は応募できない。

- ①【研究官】の場合、日本国籍を有しない者
- ②【研究員・研究官】の場合、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員になることができない者。

②上記2. ③の場合

【主任研究官・上席研究官の場合】

- (1) 上記3. ③に示す専門分野における大学院博士課程修了の学歴又はそれと同等程度以上の能力を有する者
- (2) 大学院博士課程修了後10年以上の研究歴を有する者又はそれと同等程度と認められる経験を有する者

- (3) 上記3. ③に示す専門分野について高い専門的能力を有するとともに、研究開発活動や科学技術・イノベーション政策に係る広範な関連分野について文献資料（特に英語の文献）を不自由なく理解し、応用できる能力を有する者
- (4) ミクロ定量分析に精通するとともに、同様の分析を自ら行う能力を有する者
- (5) 業務内容について議論することのできる英語力を有すること

なお、以下に該当する者は応募できない。

①日本国籍を有しない者

②国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員になることができない者。

【研究員・研究官の場合】

- (1) 上記3. ③に示す専門分野における大学院博士課程修了の学歴又はそれと同等程度以上の能力を有する者
- (2) 独立して実施した研究の業績を有する者又はそれと同等程度と認められる資質を有する者
- (3) 上記3. ③に示す専門分野について専門的能力を有するとともに、研究開発活動や科学技術・イノベーション政策に係る広範な関連分野について文献資料（特に英語の文献）を不自由なく理解し、応用できる能力を有すること
- (4) ミクロ定量分析に精通するとともに、同様の分析を自ら行う能力を有する者
- (5) 業務内容について議論することのできる英語力を有すること

なお、以下に該当する者は応募できない。

①【研究官】の場合、日本国籍を有しない者

②【研究員・研究官】の場合、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員になることができない者。

7. 採用予定日 令和5年4月1日（ただし、事情によってはこの限りではない）

8. 任用期間

定年制研究職員の場合：任期のない採用

任期付研究職員の場合：原則として3年間

（任期更新審査を経て、最長5年間まで延長の可能性あり）

9. 勤務条件

(1) 報酬：

いずれも調査研究業務に従事することになるが、募集している職により、以下のいずれかの俸給表が適用される。

①研究職俸給表適用の場合

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）等

②行政職俸給表適用の場合

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

に基づき、支給

(2) 勤務時間：9：30～18：15＜休憩時間12時～13時＞

※フレックスタイム勤務制度あり。

- (3) 休 暇：原則として、週休2日(土、日)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、年次有給休暇、夏期休暇等の特別休暇、病気休暇等あり
- (4) そ の 他：健康保険及び年金は、文部科学省共済組合に加入

10. 提出書類

- (1) 志望理由書(A4用紙1枚程度。希望する職務とその職務に対し、2. 職務内容に掲げる各項目に関する意見及び問題意識を含めること)
- (2) 履歴書(市販の用紙で可、写真を貼付のこと)
- (3) 研究業績又は上記応募資格に関連した過去の業務実績を記述した文書
- (4) 主な研究業績等の別刷り等(コピー可)
- (5) 推薦状(1通)があることが望ましい

※ 提出書類の返却は行わない。

11. 応募期限 令和 4年12月23日(金) 必着

12. 応募書類の提出先

郵送又は電子メールから選択し提出すること。ただし、審査に必要な業績資料等(主に提出書類(4)(5))で電子化が困難・非効率なものは、一部を郵送として提出することも可能とする。なお、提出された書類は、本公募の選考にのみ使用し、選考後書類は返却しない。

① 郵送の場合

封筒に「科学技術・学術政策研究所研究職員応募書類」と朱筆し、「簡易書留」で発送
【宛先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館16階

科学技術・学術政策研究所 総務課 庶務係

② 電子メールの場合

件名を「科学技術・学術政策研究所研究職員応募書類」とし、提出書類をPDFファイルで提出。

提出書類には応募者が任意のパスワードを設定し、パスワードの通知は別メールですること。

(厳封が必要な推薦書の対応)

応募者本人からの郵送を原則とするが、推薦元の教授等からメール等の直送も受け付ける。

【宛先】

jinji=nistep.go.jp (「=」を「@」に置き換えて送付して下さい。)

13. 選考方法 書面選考(1次)、面接(2次)

※面接は、対面を原則とするが、海外在住者や国内遠隔地在住者についてはオンラインで行う場合もある

14. 問合せ先 科学技術・学術政策研究所 総務課 庶務係

TEL : 03-3581-2391 / FAX : 03-3503-3996

E-MAIL : jinji=nistep.go.jp (「=」を「@」に置き換えて送付して下さい。)